○長岡市地域委員会条例

平成17年3月22日

条例第23号

改正 平成17年12月28日条例第206号

平成18年12月25日条例第82号

平成22年3月30日条例第36号

平成22年12月22日条例第120号

平成26年12月22日条例第55号

(設置)

第1条 本市は、地域住民と一体となったまちづくりを推進し、地域に即した自治活動を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として地域委員会を設置する。

(名称及び担当区域)

第2条 地域委員会の名称及びその担当する区域(以下「担当区域」という。)は、次のと おりとする。

名称	担当区域
中之島地域委員会	 編入前の中之島町の区域 (押切川原町のうち編入前の長
	岡市の区域に属する区域を含む。)
越路地域委員会	 編入前の越路町の区域 (西津町の区域に属する区域を除
	<。)
三島地域委員会	編入前の三島町の区域
山古志地域委員会	編入前の山古志村の区域
小国地域委員会	編入前の小国町の区域
和島地域委員会	編入前の和島村の区域
寺泊地域委員会	編入前の寺泊町の区域
栃尾地域委員会	編入前の栃尾市の区域
与板地域委員会	編入前の与板町の区域
川口地域委員会	編入前の川口町の区域

(所管事務)

第3条 市長は、次に掲げる事項で重要と認めるものについて、中之島地域委員会、越路地域委員会、三島地域委員会、山古志地域委員会、小国地域委員会、和島地域委員会、寺泊

地域委員会、栃尾地域委員会、与板地域委員会及び川口地域委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとし、委員会は、これに応じ、審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 担当区域に係る地域振興に関する事項
- (2) 担当区域に関係する本市の施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 委員会は、担当区域に係る地域のまちづくりに関する事項について、調査をし、市長に 提案をすることができる。

(組織)

- 第4条 委員会は、14人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者で、当該委員会の担当区域に住所を有し、又は担当区域に存する 事業所に勤務するもののうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 区長、町内会長その他地域を代表する者
 - (2) 地域活動団体を代表する者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 公募により選任された者
- 3 市長は、委員の委嘱に当たっては、当該委員会の担当区域の住民の多様な意見が適切に 反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議 に諮った上で公開しないことができる。
- 7 委員長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を 求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(平成18年1月1日の編入に伴う経過措置)

2 和島村、寺泊町、栃尾市及び与板町の編入の日以後最初に委嘱する和島地域委員会、寺 泊地域委員会、栃尾地域委員会及び与板地域委員会の委員の任期は、第5条の規定にかか わらず、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

(平成22年3月31日の編入に伴う経過措置)

3 川口町の編入の日以後最初に委嘱する川口地域委員会の委員の任期は、第5条の規定に かかわらず、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

附 則(平成17年12月28日条例第206号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第82号)

この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による県営ほ場整備事業見附地区の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第36号)

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則 (平成22年12月22日条例第120号)

この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する 同法第54条第4項の規定による県営ほ場整備事業才津地区の換地処分の公告のあった日の 翌日から施行する。

附 則(平成26年12月22日条例第55号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、 次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第2項の規定による同項の委員の委嘱のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。